○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和元年十二月二十三日 大分県条例第三十六号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 基本方針(第四条)

第三章 設備及び運営に関する基準(第五条―第三十三条)

第四章 雑則 (第三十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十 八条の五第一項の規定に基づき、法第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料 又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施 設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の範囲)

- 第三条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要 な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、 簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。
 - 一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。
 - イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること (明示的に限定していない場合であって も、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)。
 - ロ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規 定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね五十パーセント以 上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
 - ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利 用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービ

スを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条の厚生労働大臣の定める基準(同法第十一条第三 号の住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第二章 基本方針

- 第四条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該 入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のため の必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第五条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第六条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。 ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

- 第七条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第十九

条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十二条を除き、以下同じ。) その他の無料低額 宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律 第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 若しくは暴力団 員でなくなった日から五年を経過しない者又は同条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員 と密接な関係を有する者であってはならない。

(運営規程)

- 第八条 無料低額宿泊所は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

- 第九条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通 報体制及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。
- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連絡体制は、施設内 に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第十条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、 その完結の日(当該サービスを提供した日をいう。)から五年間保存しなければならない。 (規模)
- 第十一条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十二条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者 へのサービス提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置 の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。
 - 一 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 四以下
 - 二 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下
- 4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各 号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
 - 一 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下
 - 二 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下
- 5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第十条各項の記録のほか、第二十一条の状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日(入居者にサービスを提供した日及び当該状況把握を実施した日をいう。)から五年間保存しなければならない。

(設備)

- 第十三条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定を遵守 するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に 係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - 一 居室
 - 二 炊事設備
 - 三 洗面所
 - 四 便所
 - 五 浴室
 - 六 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備

を設けなければならない。

- 一 共用室
- 二 相談室
- 三 食堂
- 6 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - 二 地階に設けないこと。
 - 三 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、七・四三平方メートル以上とすること。ただ し、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、四・九五平方メートル以上とするこ と。
 - 四 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - 五 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - 六 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
- 7 前項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備の基準は、規則で定める。 (職員の配置)
- 第十四条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に 応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。
- 2 無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書の日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

- 第十五条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借(借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項に規定する定期建物賃貸借を除く。)の場合は、一年とする。) 及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定に基づき県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるよう な条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたとき は、速やかに第一項の契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人 を立てさせてはならない。

(入退居)

- 第十六条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況 等の把握に努めなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等 に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に 対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に 適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることがで きるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、規則で定める費用を受領することができる。

(サービス提供の方針)

- 第十八条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生き と明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、 生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ

とを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の 心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第二十条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し、当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十一条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し、居室への訪問等の 方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

- 第二十二条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (職員の責務)
- 第二十三条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第二十四条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務 体制を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただ し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十六条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はま ん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

- 第二十七条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の 適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望 するものについては、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理 することを妨げない。
 - 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
 - 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
 - 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
 - 四 金銭等は、入居者の意思を尊重して管理すること。
 - 五 第十五条第一項の契約とは別に、入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを 内容とする契約を締結すること。
 - 六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
 - 七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該入居者本人に報告を行うこと。
 - 八 入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
 - 九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程 を定めること。
 - 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
 - 十一 入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変 更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
 - 十二 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておく こと。

(掲示及び公表)

- 第二十八条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制 その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三箇月以内に、貸借対 照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

- 第二十九条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を 漏らしてはならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (広告)
- 第三十条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽 又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

- 第三十一条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければなら ない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければな らない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第八十三条の運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定によ る調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第三十二条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、 速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな い。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合 は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第三十三条 第十三条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。 第四章 雑則

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第三十三条の規定は、 令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第十三条第六項第一号及び第四号から第六号までの規定は、この条例の施行後三年間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第十三条第六項第三号に規定する基準を満たさないものについては、同号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
 - 一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。
 - 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十三条第六項第三号に規定する基準を 満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - 三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - 四 第十三条第五項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - 五 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上、作成すること。
 - 六 前号の規定により作成した計画を県に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十三条第 六項第三号に規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第六号の必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。